

## 審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第9号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）及び第5条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： 新たに管理者にしようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで又は第9号ロの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話 097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：